主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人等の弁護人平松勇の上告趣意第一乃至第三、第五及び第六はいずれも事実 誤認の主張であり同第四は単なる訴訟法違反の主張であつて、すべて刑訴四〇五条 の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認め られない(第一審における訴因の変更、証拠の採否に所論のような違法はない)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一一月八日

最高裁判所第三小法廷

保			島	裁判長裁判官
介	又	村	河	裁判官
Ξ	俊	林	小	裁判官
太郎	善	村	本	裁判官
己	克	7 K	垂	裁判官